

鳥取県告示第16号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業 を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業 を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア	米子市錦町 三丁目77	ハピネヘルパース テーション	米子市米原七丁目2ー 21	同行援護	平成24年1月 1日
特定非営利活動 法人幸伸	米子市道笑 町四丁目49	レゴリス幸伸	米子市道笑町四丁目49	就労継続支援 B型	〃
社会福祉法人祥 和会	西伯郡南部 町福成3293	ほっとサロン	西伯郡大山町末長503	〃	〃